

解 説

本集は前編（第九集）と同様江戸時代後期のおもに大石田河岸にかかわる最上川舟運関係史料を中心に収録したものである。

本集で使用した文書は計三二点となる。その内訳は、星川憲一氏所蔵駒籠村星川仁右衛門家文書三点、山形大学附属図書館所蔵二藤部文書二五点、大石田町戸田榮一氏所蔵戸田安右衛門家文書四点である。

年代別には享保、天明、寛政、文化、文政、天保、慶応、明治にわたり、一八世紀前半から一九世紀前半までおよそ一〇〇年間にわたるの史料となる。

以前の大石田積替仲継運送に代って、上郷・酒田上下入会の積通し運送になったのは享保八年（一七二三）である。その転換に対し、戸田安右衛門を先頭に大石田を再び積替河岸に戻すための運動が一〇年間以上にわたって続けられた様子がうかがえる。

また、享保年間には羽州城米の江戸廻漕が西廻り優位か

ら東廻り優位に転ずる時でもある。これは幕府の政策的指示に基づいて行われたもので、当時の江戸の経済的状況航海技術の向上等を物語るものとして注目される。

さらに、最上川舟運が民間請負差配の民営事業から幕府直接差配の公営事業に大転換したのは寛政四年（一七九二）である。しかし、その後も舟運事業には多くの矛盾や問題をかかえ、混乱はあとを絶たなかった。

川船方役所役人の横領事件、船方仮惣代の次々に起こす不正問題は特に文化文政天保年間に集中する。その外にも河岸間の利害からの係争問題の発生に対し、その度に議定書が取り交わされ、どうにか舟運秩序が維持されるといった状況である。

それらの歴史的事実を目次の順に従って、表題・年号所蔵者を記し、一項目毎に解説を加えることとする。

史料一 廻米海上輸送

され、惣百姓に対し請印を求めたものである。

1 武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定（享保九年）

星川憲一氏所蔵 駒籠村 星川仁右衛門家文書

2 卯御城米四ヶ領御米高寄帳（享保二十年）

星川憲一氏所蔵 駒籠村 星川仁右衛門家文書

尾花沢代官小野惣左衛門から尾花沢附村々に対して、城米の江戸浅草蔵前納め方仕法改めについて発せられた布達である。改め内容は六項目にわたる。

尾花沢四ヶ領の城米を東海廻りで江戸へ廻漕した史料である。

① 蔵前着船荷物の水揚げを早めること。

享保二十年（一七三五）時の尾花沢四ヶ領とは延沢領（含名取領）、尾花沢領（含大町領）、大山領、丸岡領である。

② 水揚げ米の検査、補給、俵拵えは早急に行うこと。

大山領は藩政期は庄内藩領から幕府領を経て再び庄内藩領に戻るが、丸岡領はそのまま幕府領として残る。

③ 痛み俵はすぐ直し、納入すること。

本史料は幕府領となり、尾花沢代官所が支配した当時のもので貴重である。

④ 補給用代米の買い求めの際は値段を吟味すること。

⑤ 村方での俵拵えを一層吟味すること。

⑥ 雨水や海水によって生ずる沢手米の損失を軽減する方法を講ずること。

享保十九年寅、尾花沢四ヶ領年貢米の合計一万八千石

御城米を江戸浅草の御蔵に納入するまでに要する諸計費、例えば賃米・宿給米・車力賃・納名主たばこ賃・沢

余の各領毎の内訳とそれを東廻り海運によって江戸へ廻米するための積送状の内訳内容を示したものである。それを一覧にすると次のようになる。

手米切替俵代、人足賃等一四項目にわたって定賃銭が示

〈表1〉尾花沢領（四ヶ領）の年貢米江戸廻送（享保20年）

1番船	延沢領米(俵印・)	閏3月15日出船	2703俵(運賃 金167両と永138文4分)	船名長栄丸(16人乗) 周防岐波浦船	直乗船頭 安太夫	上乘 延沢村 庄右衛門
2番船	尾花沢領米(俵印・)	4月6日出船	2892俵(運賃 金178両3分と永75文)	船名えびす丸(17人乗) 撰州伝法船	直乗船頭 平六	上乘 丹生村 半右衛門
3番船	尾花沢領米(俵印・)		3162俵(運賃 金197両2分と永20文4分)	船名栄椿丸(17人乗) 大坂富田屋船	直乗船頭 三郎右衛門	上乘 正蔵村 長八
4番船	尾花沢領米(俵印・)		3568俵(運賃 金220両2分と永125文1分)	船名吉豊丸(19人乗) 周防丸尾崎船	直乗船頭 吉蔵	上乘 尾花沢村 権兵衛
5番船	尾花沢領米(俵印・)		2432俵(運賃 金150両1分と永31文2分)	船名 (15人乗) 長州藤田船	直乗船頭 吟右衛門	上乘 鷹巣村 長次郎
6番船	尾花沢領米(俵印・)		3973俵(運賃 金245両2分と永168文)	船名 (19人乗) 周防国船	直乗船頭 万太郎	上乘 寺内村 左次右衛門
7番船	大山領米(俵印八)		2708俵(運賃 金217両と永229文2分)	船名 (20人乗) 筑前産納船	直乗船頭 吉右衛門	上乘 田川郡 清十郎
8番船	大山領米(俵印八)		2188俵(運賃 金175両と永116文6分)	船名 (16人乗) 大坂富田屋船	直乗船頭 松次郎	上乘 田川郡 伝十郎
9番船	丸岡領米(俵印●)		1938俵(運賃 金155両と永220文5分)	船名月吉丸(15人乗) 長州藤田船	直乗船頭 伊右衛門	上乘 田川郡 善兵衛
10番船	丸岡領米(俵印●)		1041俵(運賃 金172両と永147文)	船名禪市丸(16人乗) 長州梶浦船	直乗船頭 与一郎	上乘 田川郡 権三郎
11番船	丸岡領米(俵印●)		2604俵(運賃 金208両2分と永136文6分)	船名伊吉丸(18人乗) 長州藤田船	直乗船頭 彦之丞	上乘 田川郡 久左衛門
12番船	丸岡領米(俵印●)		2708俵(運賃 金217両と永229文2分)	船名 (21人乗) 筑前産納船	直乗船頭 吉右衛門	上乘 田川郡 清十郎
13番船	丸岡領米(俵印●)		2396俵(運賃 金192両と永201文2分)	船名 (20人乗) 筑前国船	直乗船頭 子四蔵	上乘 田川郡 喜助
14番船	大山(1906)・丸岡(74)・延沢(981)		2961俵(運賃 金219両と永74文1分)	船名 (20人乗) 筑前残島船	直乗船頭 権作	上乘 鶴村 茂右衛門
15番船	尾花沢(2212)・延沢(1119)		3332俵(運賃 金206両と永59文)	船名 (21人乗) 筑前残島船	直乗船頭 善六	上乘 芦沢 太郎兵衛

註1. 享保20年「外御城米四ヶ領御米高寄帳」より作成

2. 番船はとところどころぬけているので「前掲高寄帳」記載の順に記した。

城米はすべて酒田湊の船積所（瑞賢蔵）に集積される。

羽州村山郡酒田湊船積所に勤める役人は、日野尾花沢代官手代の村上宇右衛門である。江戸蔵前詰の城米受取立会人として同じく手代の成田清六がその任に当っていた。

寛文十一、十二年（一六七二）、瑞賢によつて東西廻海運が開かれて以来、とみに西廻りの海運が隆盛するようになるが、同時に東廻りの海運も結構息長く行われていた。

正徳四年（一七一四）幕府は奥州のみならず出羽の幕領米も東廻りで江戸廻米することを決め、享保二年（一七一七）には越前・能登・越後の幕領米を東廻りで江戸廻漕するよう命じている。（渡辺信夫「東廻海運の構造」国史大辞典収載）。それ以降享保年間は出羽城米の江戸廻漕において東廻り航路利用の全盛期と言える。

この場合の雇船であるが、瀬戸内沿岸の周防・摂津・長州・筑前船等航海の実に長け、長年の実績を誇る海運業者がその任にあたっていたことが分かる。

3 卯春御城米ニ付四ヶ領割合帳（享保二十年）

星川憲一氏所蔵 駒籠村 星川仁右衛門家文書

尾花沢四ヶ領の城米を江戸に廻漕する際に、海上輸送の船上において生活上必要とされる諸物品及び給料、飯料等を四ヶ領でそれぞれ分担した割合を記したものである。

諸計費の総合計が金六兩二分永一五四文四歩となる。

これを米一〇〇石当り永三六文七歩六厘六毛の割合で算出したのが次である。

大山領（米四五・一五石一斗五升七合）

金一兩二分永一六〇文

丸岡領（米三一・四六石六升四合）

金一兩永一五六文七歩

尾花沢領（米六七・四八石六斗六升）

金二兩一分永二三一文五歩

延沢領（米二五・五三石三斗八升）

金三分永一八九文

以上四カ領の分担金である。

尚、東廻りに要する航海日数は七五日となっている。

戸賀山入津失敗

上荷物二〇〇箇程打捨てる

4 秋田能代浜田浜二而破船浦状写 (文政十一年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

海船が航海上において海難事故を起こした場合の対処法のわかる史料である。

摂津兵庫の海船荷問屋紅屋治兵衛の積船九〇〇石船が津輕藩の依頼をうけ海上輸送を請負うことになる。

その時の航海日程は以下の通りである。

七月 四日	大坂出帆
〃 六日	兵庫 〃
〃 十二日	予州岩城入津 十五日 出帆
〃 廿一日	下関入津 廿四日 〃
〃 廿七日	雲州崎浦入津 廿八日 出帆
八月 六日	粟嶋入津 八日 出帆
〃 十一日	庄内口 (風雨)

この海損を証明する手段として「浦手形」を発行してもらう。浦手形は浦証文・浦切手ともいい、江戸時代、海難にあつた船が打荷 (捨荷ともいう) をした場合、最寄りの港で代官、手代、庄屋の立ち合いのうえ作成する残存荷物および船具の現存目録をいう。その残存目録に基づいて打荷の共同海損の分担が決められた。

浦手形の発行を願ひ出たのは船荷積請人の紅屋治兵衛及び船頭、能代の買受問屋谷内孫左衛門、それに最寄りの八森村肝煮菊地七藏である。その時の検使は佐竹藩家中の黒子軍兵衛であつたことが分かる。

史料二 船方役人出人

1 乍恐以書付御願奉申上候 (文化十二年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

文化十二年(一八一五)船持一同(願人)が尾花沢代官嶋田帯刀に差出した舟会所の下役人神部源八の罷免を求めた願書。罷免を要求する理由として次の五項目をあげている。

- ① 空船で下るべき酒田船に荷物を積ませている。そのため最上船の荷物が減少し、役荷(課税対象荷物)も減少し、課税収入が年々減ってきている。
- ② 酒田船頭と密かに結託し、隠し荷積みを行い、その積荷高にに応じて賄賂を受け取っている。
- ③ 最上船の積下げ荷物からも祝儀として五〇〇文を受け取っている。
- ④ 船持飯惣代の太郎右衛門・勘之丞・作右衛門の内

作右衛門と謀って船頭共から金銭をまきあげている。

即ち、押領による役職停止と罷免を求める願書であるが、神部源八はその後もその役職にあり、職務を行っているところを見ると、この件については取り上げられなかったものと思われる。

2 船方割返銭支払三付願〈飯題〉 (文化十三年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持二二名が川舟方役所に対し、船方御用掛を勤めていた太郎右衛門の船方割返銭不正の糺明を求めた歎願書である。

願書内容は次の二点となる。

- ① 太郎右衛門は文化十二年分の割返銭(二艘三付五貫文余)を船持方へ割返しをしていない。押領も同然である。そのため船持方は水主を雇へないほど困窮をしている。

② 文化七年(一八一〇)、前の船方惣代安太郎と太郎右衛門が横領訴訟問題で船持衆から追求された時、

自分に加担した者に対して、その節の謝金として金子を渡しているという風聞がある。

太郎右衛門の不正を糺明すると共に文化十二年分の割返銭一艘に付銭五貫文の割戻しをするよう求めたもの。

3 乍恐以書付奉願上候 (文政七年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

四日町船持兵三郎が川船方役所に提出した願書である。船持惣代清次郎・船持長兵衛・同惣吉の三名を役所に呼び船方会計明細帳の提出を求め、吟味し、その不正を糺明するよう求めたものである。

- ① 惣惣代五名(兵右衛門・儀兵衛・円七・清次郎・卯右衛門)を村預りとし、四日町名主半右衛門及び大石田村組頭喜助は責任をもって不正を吟味すること。

- ② 舟方会所筆取役久太郎が中心となって土屋忠兵衛を船持惣代に推挙する願書が提出されているが、そ

の件は却下すること。

- ③ 先の惣惣代(太郎右衛門・勘之丞・作右衛門)の時には明細帳未提出一件があつたが、その時には休職処分が行われていること。

4 乍恐以別紙書付奉願上候 (文政九年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持二九人(惣代四日町の長兵衛・毒沢村の吉兵衛)が川舟方役所に提出した願書。願書内容は次の通り。

- ① 文政四年以前、酒田舟より切手銭(通行証明銭)として一艘に付、上郷行の場合百文、大石田揚げの場合五〇文ずつ徴収し、船会所建設資金の足合たあひとして川船方役所へ納入してきた。

それが文政四年の年季明け以降、上郷行三〇〇文、大石田揚げ二〇〇文を最上舟助合銭として取り立てるようになった。一ヶ年分酒田からの登り船六〇〇艘とみて一七〇貫文の徴収金になる。それを惣惣代は

船方へ相談もなく、無尽を組織し、勝手に使用し不正を働いている。

② 仮惣代四人が酒田舟と結託し、大石田下瀬辺で商人荷物を隠し積みさせている。そのため最上舟の取り扱う諸荷物が減少し、船方困窮の原因をつくっている。

仮惣代四人の勝手な行動の糾弾と不正の札明を求めるもの。

5 乍恐以書付御願奉申上候 (文政九年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

押領出入文書である。原告は最上船持廿九人、その代表が大石田船持長兵衛と毒沢村舟持善兵衛である。被告は舟方仮惣代四日町兵次兵衛・大石田村清次郎・同村円七・同村儀兵衛の四人である。

① 船方金銭受払勘定について、二年間分の明細帳が

ないため、三名による会計監査の印形は押せない。

② 酒田船から取り立てる切手銭が明細帳に記載されていない。酒田船一艘につき三〇〇文、年間六〇〇艘と見積つて一八〇貫文分の記載もれとなっている。③ 最上船が積み下すべき商人荷物が酒田船に隠し積みされている。

④ 仮惣代は船会所に全然出勤せず、書類等は自宅で処理され、内容は不明である。

⑤ 隼ノ瀬が通船不能になった時、米二七一石余を陸送した。陸送賃として郡中会計から舟方へ手当金として七両一分を支給したが、この金を仮惣代が押領した。

⑥ 上河岸から隼ノ瀬までの普請の際、小船による商人荷物の中送り割増賃金一六兩二分余が押領されている。

以上大要六つの罪状をあげ、仮惣代四人の退役を迫ると共に船会所運営として寛政四年当時のやり方にもどすこと。即ち惣代一名・月番船持二名を置き、惣代及び月

番船持は惣船持の熟談総意によつて選出すること。月番船持二名は船会所に出勤し、職務を行うことを求めたものである。

6 乍恐以書付奉願上候（文政九年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持一同（四七人中三四人）が船持惣惣代の退役等を求めて川船方役所に提出した願書である。

川船方役所では船持惣惣代として以下の六名を直接指名された。その六名とは兵次兵衛・円七・清次郎・長兵衛・卯右衛門・儀兵衛である。そのうち卯右衛門と長兵衛は他の四人と船差配のやり方に同腹できず退役する。

惣惣代として残った四人の通船仕法は以下の通り。

- ① 酒田下り船五〇〇艘ほどに隠し荷積みをさせる。そのため、最上船の荷物が減少し、潰船も出てきている。

- ② 舟順番の甲乙を無視し、勝手に差配をする。

③ 川船方役所向け帳簿と船会所扣用の帳簿の記載があわず不正確で、二重帳簿となっている。

④ 毎年行っていた船持寄会における会計報告を行わなくなった。

⑤ 酒田船より最上船助合銭として取り立てる一五〇貫文（一艘に付き三〇〇文、五〇〇艘分と見て）を明細帳に記載せず、酒田船持と共謀して押領するようになった。

⑥ 隼ノ瀬普請入用としての御下金一〇〇〇両余を船持と一切相談もなく惣惣代四人勝手に処理し、取り掠めている。

以上の罪状を挙げ、惣惣代四人を退役させ、寛政年中の改正当時にもどし、惣代一名、船持月番二名ずつとし、役人は川舟方役所の指名でなく、惣船持の推挙によつて選出する。又月番船持は舟方会所に毎日詰め、船差配として直接立会をすることを求めている。

7 差上申一札之事 (文政十年)

8 乍恐以書付御届奉申上候 (文政十年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上川の通船業務である船荷物検査および立会役とし

ての仮惣代の代表に円七、船持衆の惣代に安三郎と清吉以上三名を選出した旨を川船方役所に届出たものである。

それ以前に選出した仮惣代兵次兵衛・円七・清次郎の三人についての承認は円七を除いて得られなかったことが分かる。

9 舟方議定書

為取替申船持議定之事 (文政十二年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

訴人大石田船持長兵衛他一名と相手方大石田舟持兵次兵衛他四名との間に取り交わされた舟方出入一件内済議定書である。兵次兵衛・与惣次・清次郎・儀兵衛は仮惣

代、兵三郎は仲介役である。議定内容は以下の通り。

① 仮惣代五人は退役する。後任の惣代は舟持一同相談の上決める。後任が決まるまでの暫定期間は外の船持方から式人ずつ月番を立て、立会及び金銭請払を行うこと。

② 惣代は通船用務を行う場合、船持と相談の上、川船方役所へ伺をたて取り図らうこと。

③ 惣代は通船御用に支障ないようにするため、毎日朝五ツ時から七ツ時まで会所に日勤すること。

④ 向船については、利欲に走り我仮勝手不正のないように惣代立会のもとに闇取を行い、舟方一統の潤益になるようにすること。

⑤ 金銭請払差引勘定帳は船持一同立会い、過銭があれば船数にもとづいて割戻し、不足銭があれば同様取り立てを行うこと。

⑥ 御廻米破船の場合の船方三分一の弁米については惣船持へ割り当てとする。その他の諸入用についても同様とすること。

⑦ 前仮惣代勤役中の金銭勘定については分らなく

なっているが、双方で内済したのでこれ以上問題としない。ただし亥年（文政十年）から丑年（文政十二）までの三カ年間勘定は立会船持安三郎・清吉・与惣治が責任をもつて後任惣代へ明細帳を引き継ぐこと。

⑧ 船方通船仕法は寛政四年の直差配改正当初に立ち返り、その当時の仕法通りに行うこと。

以上八項目にわたり双方とも議定の取り交わしを承認した。

過去文化年間から仮惣代と船持との間に十数年間にわたって争われてきた船差配の件も、仮惣代全員が退役する方法で結着が図られることになる。

寛政四年（一七九二）、民間による請負差配を改め、幕府の直轄差配に改正し、仮惣代によつて差配運営をするが船持共の総反発をうける結果を生じた。

それを解決したのがこの文政十二年（一八二九）の議定書である。

10 乍恐以書付奉願上候（嘉永七年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田河岸の冥加金の割増しについて、少額の値上げになるよう歎願したものである。

史料三 大石田河岸積替中揚認可願

大石田中揚一件願書写（寛政元年）

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

1 乍恐以書付奉願上候（天明八年）

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

大石田本町百姓戸田安右衛門が、江戸幕府川船奉行所に差し出した大石田中揚げ願書である。願書内容の主旨は、寛政元年（一七八九）から同三年までの三年間を試行期間として大石田河岸を中揚げ積替えの川港としてほしいというもの。大石田を中揚げ河岸とするにあたって

懸念される課題を提示したものである。

① 近隣の私領・御料の百姓・商人・船持惣代からは格別反対意見が起きていない。

② 漆山村名主片桐善左衛門外二、三名から異義の申し立てがなされている。

③ 不和合の者がおつては、中揚げ制度は永続しないので、和合するまで願書を江戸奉行所から国元の尾花沢代官所へ差し戻しとする。

④ 中揚げに反対する者四人も江戸に召し出され、意見の聴取をされたが結局納得されなかった。郡中の重立衆とも何回も話し合っても妥協点を見い出すことができなかった。

⑤ 庄内と最上一統の了解のもとに、再び出府し、奉行所に追訴に及んだが願書の取り上げはなされなかった。

2 乍恐以書付奉願上候(仮題)(天明八年)

戸田榮一氏藏 大石田町戸田安右衛門文書

戸田安右衛門が江戸幕府の奉行所に対する出願文書である。奉行所とは江戸幕府職制表によると勘定奉行の川船奉行(川船改役)のことである。

出願内容の主文は、幕府川船奉行の権限をもって国元の支配所代官(尾花沢代官)に対して、大石田を積替えの河岸として認可するよう指示命令してほしいというもの。

享保八年(一七二三)以前、大石田は中継ぎの積替え河岸としてその役割を果たしてきた。しかし享保の舟運改革によって積通しとなり、酒田船に利する仕法となってきた。このままでは大石田河岸は衰退の一途をたどるほかなくなる。今回積替え河岸として認可されれば、次の二点で郡益につながるといふ申し分である。

① 大石田―上郷間の運賃を引下げる。

塩一俵につき永一分二厘引き下げる。年間六万俵

の登せ塩と見積って七貫二〇〇匁が荷主の徳用金となる。荷主の拠出する運賃が安くなれば、その分の還元として城下・在町・百姓などへの物価の値下げにつながる、年数がかさめば広大の郡益となる。

② 取扱い世話料の引下げを図る。

塩一俵につき永銀八分九厘八毛の世話料の引下げを図る。年間六万俵の取扱いと見積り、永銀五三貫八八〇匁をうかし、その中から冥加金の支払をはじめ郡中困窮者に対する貸付金や代官所への協力金などに充てる。

3 御尋ニ付以書付御答申上候(仮題)(天明八年)

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

幕府川船奉行役人篠田次郎四郎・岸重郎が直接下向し、大石田中揚げを求める理由を正されたのに対し、安右衛門が返答した書付けである。その内容を簡条にすること左のようになる。

〈表2〉戸田安右衛門の中揚げ要求要旨

書上書	天明8年12月(1788) 戸田安右衛門→江戸幕府川船奉行所
内容	江戸幕府勘定奉行所川船改役の二人篠田次郎四郎・岸重郎が下向し、大石田中揚げ願の理由等について安右衛門からその趣旨を正したものである。
安右衛門の書上げ書	
①	大石田一上郷間の運賃 永塩1俵につき1分2厘を引下げる
②	舟方へ支払う賃金を引上げる 永々1分3厘を引上げ 永1分2厘×6万俵=金72両 <small>荷主のもうけ</small> 永1分3厘×6万俵=金78両 <small>舟方のもうけ</small>
③	郡益 150両となり 物価の値下げ) 渡世の安泰化)
④	諸入用節減して徳用金を積立てる 初年度 21両 (米50万石) 次年度から11両ずつ 毎年、新穀に引換えて貯穀とする
⑤	貯穀を万一の場合に備え 備荒貯蓄とする
以上	大石田を中揚げにすると上記のことをまちがいない行う

① 大石田一上郷間の運賃、塩一俵に付き永一分二厘引下げる。

② 舟方へ支払う賃金、永一分三厘引上げる。

永一分二厘×六万俵=金七二両(荷主利益)
永一分三厘×六万俵=金七八両(船方利益)
合せて一五〇両の利益(郡益)

③ 郡益一五〇兩を物価の値下げと人々渡世の安泰化に役立てる。

④ 諸入用節減してできた徳用金を積立てる。

初年度二二兩(米五〇石分)

次年度一一兩

⑤ 毎年新穀に引替えて貯穀をする。その貯穀を備荒貯蓄とする。

以上、大石田を中揚げ河岸として認可してもらえば上記のを行ない郡益につなげる。

4 再応乍恐以書付奉願上候(寛政元年)

戸田榮一氏所蔵 大石田町戸田安右衛門文書

上郷村々二二一カ村から江戸勘定奉行久世丹後守広氏に差し出された大石田中揚げ反対意見を述べた再度の請願書である。その反対の主な理由としてあげたものは左の通りである。

① 大石田は羽州村山郡の入口にあたる場所に位置す

る。そのため諸相場の上げ下げを自由にあやつり、利得は大石田一村に引取られる。大石田が積替え河岸になれば上郷の商人・船持・百姓の衰微は明らかである。

② 酒田船が大石田河岸積通しであれば、下り荷として上郷の諸商品も買い込むため村々の利益につながる。

③ 安右衛門は三年間を試行期間として大石田中揚げ案を提示しているが、上郷の不利は享保年中まで中揚げを実施してきて実証済みである。大石田の船荷取扱いは我侭勝手な振舞いを行うことは明らかである。上郷商人百姓の難渋を捨て置くことが出来ず、大石田中揚げ取放ちになったことを想記すべきである。

④ 安右衛門は安永五年(一七七六)以来一〇年以上にわたって中揚げ願を提出している。その度毎に取下げとなってきた。それをこのたび承認するようなことがあれば村騒動に発展する恐れがある。

安右衛門は今後もその企てを行うものと思われるが大石田中揚げ願は取り上げないようにして欲しい。

⑤ 安右衛門が「中揚げ願」を提出するたび毎に大勢の人々が江戸に呼び出され、長逗留をさせられる。

これに要する村費用は莫大なもので迷惑至極である。

以上四点の史料から言えることは、享保八年（一七二三）の改正により大石田の川船差配は取り放ちとなり、上郷・酒田の差配となる。それに伴って大石田は積み替え中揚げ河岸としての権限は取り上げられ、荷物は上郷まで積み通しとなる。これによりいよいよ大石田河岸の衰微は著しいものとなる。

宝暦十年（一七六〇）、大石田は上郷との連合差配にこぎつけるが、かつて享保八年以前のような勢いを取り戻すことはなかった。

明和三年（一七六六）、入札冥加金による川船差配制になるが大石田の船持や荷宿等の力が弱く、落札にこぎつけることができず、危機は一層増大する。

大石田河岸の衰微、大石田川船差配役の力の衰えの顕

著となった安永・天明期に至ると、かつての繁栄期のように中継ぎ河岸大石田の復活を求める運動が起ってくる。

安右衛門が中揚げ河岸を求めて江戸幕府勘定方川船奉行に請願運動を始めたのは安永五年（一七七六）からで、その運動は一〇年以上にも及ぶ。しかし、上郷の反対がことの外強く、その結果、大石田中揚げ河岸の認可はついに認められることはなかった。

史料四 船積荷物取扱い

1 覚（天保八年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船町河岸役人と大石田河岸船持惣代との間に取り交わされた覚書である。

船積み荷物の減少は著しく最上船は休船状態に陥っている。最上船を救済する方策として、荷主に対して手当

〈表3〉 酒田船からの助成銭の配分

1. 収入	47'350文 (酒田船よりの助成銭)
内訳	天保8年分 23'550文
	上郷行 428艘(1艘ニ付 50文)
	大石田揚 66ヶ(〃 25文)
	天保9年分 23'800文
	上郷行 449艘(1艘ニ付 50文)
	大石田揚 54艘(〃 25文)
2. 支出	47'310文(最上船への世話料割賦銭)
内訳	天保8年分 23'546文
	大船助成 706文×23艘 = 16'238文
	中 〃 504文×14ヶ = 7'56文
	小 〃 252文×1ヶ = 252文
	天保9年分 24'46文
	大船助成 720文×23艘 = 16'560文
	中 〃 520文×14ヶ = 7'280文
	小 〃 206文×1 = 206文
最上船持 12人	

註1. 天保10年「酒田助成銭取調高之内世話料割賦帳」より作成

合力銭の拠出を願うというもの。

上郷積 酒田下船 一艘ニ付 銭六貫文

大石田積 〃 〃 銭四貫二三五文

手当合力銭の支給期間は七月から二月までの六か月間とする。

2 酒田助成銭取調高之内世話料割賦帳 (天保十年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持の窮状を救済することを目的に、酒田の登り船に対し助成銭を賦課し、それを最上船持に世話料として割賦分配したものである。天保八・九年の収支の内訳が書き留められている。それが別表(3)である。

3 酒田船助成銭取立帳 (天保十三年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船の窮状を救済する措置として、比較的安泰な経営状況にある酒田船から助成金を取り立てることにしたのは天保七年(一八三六)からである。当初は上郷行には五〇文、大石田揚げには二五文を課してきた。

その後、天保八年に大石田船持久太郎と徳右衛門、横山船持間之助が代表して酒田と交渉し、上郷行三〇〇文、大石田揚げ二〇〇文にするようお願いをしているが受け

入れられなかった。

天保十三年には上郷行一五〇文、大石田揚げ一〇〇文となつている。酒田よりの登船四七三艘から助成銭六八貫九百文を徴集し、それを最上船持に割賦している。割賦銭はそれぞれ一艘につき、大船七〇〇文余、中船五〇〇文余、小船二五〇文余となつている。

4 乍恐以書付奉願上候 (天保十一年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船頭および船乗八人から川船方役所に出された願書である。

商人荷物を積み請けた最上船が、大石田河岸において御改めを受け、一応酒田湊に向けての下船を装う。途中大石田の下瀬である黒瀧において酒田空船に移し荷を行う。その最上船は勿論酒田湊まで下船することなく、日にちを待ち、頃合いを見計って帰帆するという川下げ仕法違反事件が露見する。

このことが出入(訴訟)問題にでもなれば大変な事態に発展する恐れがあるので、それをくい止めるための事前の謝免願である。

5 船町・寺津河岸一件活口書 (天保十三年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船町と寺津の両河岸間において、船積み荷物の取り扱いについての係争が起つていたが、天保十三年(一八四三)両河岸の間で同意に達し、七項目にわたる取り決めがなされ、船町水揚げと寺津水揚げの場合についてそれぞれ明文化がなされた。

船町水揚げは、山形商人が酒田湊で仕入れた荷物、および山形行の荷物とする。寺津水揚げは、山形商人が寺津近辺で売りさばく荷物および山寺へ送る荷物、その他荷主の指図のある場合は指図通りとする等七項目が取り決められている。

6 御札二付乍恐御答奉申上候（慶応三年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

松前領毒沢村役人から長岡役所に次の願書が出されている。村では小船三二艘を所持し、三山参詣導者の輸送及び毒沢地内最上川での難破船の救助活動等にたずさわって露命を取り繋いできた。それを今回御差留となつては村方一同困窮に陥るので、今まで通り小船運送業務を存続させてほしいというもの。

毒沢村の川船運送について大石田河岸としての意見を求められ四方村の名主と船方惣代が返答したもの。返答の内容は主要次の通りである。

- ① 大石田は河岸場・駅場双方の高札を頂戴し、公儀役人、家中役人、諸国荷物の運送を担っている。
- ② 最近、毒沢村では名木沢村に加勢して旅人、諸荷物をみだりに運送しているため、大石田の船稼ぎが年々減少してきている。
- ③ 名木沢と毒沢では、二、三人乗の小鵜飼船を造り

清水河岸までの導者運送が許可されているため、大石田としては困っている。今回名木沢・毒沢の船運送を中止してくれることは大石田にとって好都合である。

④ 名木沢、毒沢の地内は最上川の流れ至つて穏やかである上、大石や底木などはなく決して難場所ではない。三二艘の小船は必要としない。三艘もあればこと足りる。

以上の理由をもって名木沢、毒沢での小船を用いた旅人及び諸荷物の運送を差し止めるよう求めた返答書である。

名木沢、毒沢と大石田河岸との係争を示す史料である。

7 最上船登荷余内銭取立帳（天保十三年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

延享四年（一七四七）の通船仕法改革以降、最上川舟運は最上船は下し荷物、酒田船は登し荷物を運ぶという

〈表4〉 最上船登荷物と月別余内銭

単位 俵・箱・樽・本など

品名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
塩	534	288	165	155	100	111			136	370	164	150	2,137
くり綿	45		4	92	4							13	158
玉砂利	25	14	8	8									185
あい玉	2												2
白砂利			5	9									14
在相	40	20											60
種相	20												20
古手		2		7								1	10
器表			2										2
器具				2									2
傘				8									8
小間物				3									3
櫃				6									6
火鉢	2												2
銭		2										7	9
焼荷	1												1
葉種	1												1
弁梅	1												1
													7
太白	7												7
ます	6		92						30			2	130
身欠	10	4										112	126
塩引		22							80				102
秋あじ		48		2							58	525	633
数の子		20									6		26
すじ子												6	6
くじら											2	6	8
こんぶ												13	13
いか												13	13
天草				4	5								9
明荷												1	1
せん				1									1
計	692	420	273	297	109	111	0	0	246	370	230	849	

註1. 天保13年「最上船登荷余内銭取立帳」より作成

2. 余内として最上船が登した荷物

片道運送を原則として運営してきた。それが本荷物の運送である。

ところが、最上船でも登し荷を、酒田船でも下し荷を帰り荷物としてある程度運ぶことが認められていた。それが余荷物といわれるもので、余内とか余荷と称した。余荷物を運んだ船には余内銭を課税して取り立てるこ

塩が圧倒的に多く、あじ、塩引、ます、身欠等の魚介類がそれに次ぐ。玉砂利、白砂利、藍玉の移入も多いことが分かる。

余荷取り扱ひ量の多い時期としては一、二、三、一二月であるが本荷の比較的少ない時期にあたっていることも注目される。

とになる。余内銭は村方勘定と船方勘定に組み入れられる。村方勘定への組み入れ分は、取扱い荷物一箇に対し四文宛の取り立て分で、全体の一割強程である。大半は舟方勘定に入り、そこから取り扱ひの量に応じて船持へ還元されるものである。

最上船が登り荷の余荷として取り扱われる物品は別表(4)の通りである。

8 郡中川船方議定御届書（明治五年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

羽州村山料の城米について酒田港で海船への廻米渡し（水揚げ）についての議定書である。本議定は文久二年（一八六二）、当郡中の川船方と酒田港船方との間に結ばれたもので、議定内容は以下の通りである。

(1) 当郡河岸出し廻米の酒田港での水揚げについて、
○酒田港に着船後、一日一〇艘、二日間で受け渡しを行うこと。

○天災等で受け渡しが遅れた場合は、一俵に付き一日一合の割合で郡中より船方へ用捨米（損料）を差し出すこと。

(2) 遅延による用捨米（損料）の負担割合について

○三日遅れまでは、一俵に付き一合の用捨米

○四日 ♪ ♪ 二合 ♪

○五日 ♪ ♪ 三合 ♪

(3) 船方の都合で遅れた場合は、すべて船方の弁米。

(4) 酒田船の場合は用捨米の規定はないので、廻米に目

切れが出た場合はすべて船方の弁米とする。

9 乍恐以書付奉願上候（弘化二年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田四か村の船持八名が川船方役所に提出した願書である。請願内容は、氷割船を酒田港に向けて下船させたところ雪吹に遭遇し、三難所で立往生している。着岸予定の延期を承認してほしいというもの。

酒田港着岸期限一月三十日のところ悪天候のため二月十五日までの猶予を願うが、その後の廻米船の運行には支障ないよう努めることを申し出ている。

史料五 出荷・旅人

1 出船立会帳 (天保二年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田河岸から出帆する船の立会日記帳である。

① 下船立会月番

- 一・五・ 九の月 太右衛門 宗兵衛
- 二・六・ 十の月 宗兵衛 安 助
- 三・七・ 十一の月 安 助 土屋忠兵衛
- 四・八・ 十二の月 忠兵衛 太右衛門

② 旅人の月番

- 一・五・ 九の月 宗兵衛
- 二・六・ 十の月 安 助
- 三・七・ 十一の月 土屋忠兵衛
- 四・八・ 十二の月 太右衛門

以上四名は仮惣代で、天保二年の年番は太右衛門である。

〈表5〉大石田下り船の積荷と旅人数

		単位 艘・人		
月	空船	積荷船	内 訳	旅人
1	1			
2		9	たばこ(4)	
3	22	14	たばこ穀物合荷(12) 米(2)	15
4				
5	19	26		
6	17	36	たばこ(5) 米(1) 上荷船(7台)	
7	42	33	紅花(14) たばこ(3) 上荷物(2台)	101
8	45	40	紅花(20) 青芋(9) たばこ・うるし(1)	32
9	33	41		12
10	10	54	たばこ(5)	
11	4			
12	4	2	たばこ(1) 上荷船(1台)	
合計	197	257		160

出船の積荷品目をみると、煙草が最も多く二〜十二月まで全期間に及ぶ。紅花の川下げは七・八月の二カ月間だけで、必ず上乗りを添乗させている。青芋は八月一カ

註1. 天保2年「出船立会帳」より作成
 2. 空欄は不明または積荷品目不明(記載なしのため不明)

月で終了する。おもしろいのは上荷船一〇艘の出荷である。上荷船とは酒田の沖合に定泊する海上の本船と河岸間を往復して荷物を運ぶ小船（二、三〇石）のことである。大石田の舟大工に注文されたものであろう。又は酒田で借用すると高価になるので大石田から持ちこんだことも考えられる。

酒田船は帰りには空船で下るのが通例（片道運送）であった。域米・私領米の出船についてはこれ以外である。

旅人については、旅人宿として甚内、三次郎、作右衛門、与四郎、安彦、法院、惣右衛門、清七郎、久太郎、忠兵衛の一〇軒の名が見える。旅人は導者及び一般旅行者で、下船の荷船や空船等に便乗されている。旅行の最盛期は七月となっている。

導者については、導者専用の船もあり、この場合導者船以外の荷船の利用者である。

かつて明和年間（一七七〇）に、大石田河岸では三山導者を荷船に同乗させるということで大石田経由の路線の変更問題まで発展した経緯がある。天保年間になると、

荷船に便乗することが常時行われるようになったものと思われる。

2 旅人取調帳（天保六・七年）

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

旅行者の数については、天保六年の場合、三、四、五月、十、十一月の記載がない。同七年では二、三、四、五、七、八、十一月の月が欠落し、正確な数を把握することが出来ない。それらの月は旅行者がなかったとは考えにくい。

本史料から分かる範囲で言うと、天保二年は一六〇人（前掲の「出船立会帳」、同六年七三人、同七年一六二人となっている）。

旅人宿については次の通りである。

天保二年（一〇軒）甚内、三次郎、作右衛門、与四郎、

安彦、法院、惣左衛門、清七郎、

久太郎、忠兵衛

〈表6〉大石田下り船の旅人と行先（天保6・7年）

天保6年				月日	人数	行先	宿
月日	人数	行先	宿	9/6	1		甚内
2/7	4	酒田	甚内	〃	6		三次郎
〃	1	〃	清次郎	9/9	3		久兵衛
2/8	2	古口	甚内	〃	5		甚内
〃	2		甚蔵	〃	1		徳右衛門
〃	6		甚内	〃	1		忠内
〃	3	烏川	〃	〃	1		文七郎
2/11	1		兵蔵	〃	4		三次郎
〃	1		甚蔵	9/8	1		甚内
〃	②	清川	〃	9/11	2		〃
2/12	1		与四郎	9/12	5		〃
計	21			〃	5		三次郎
6/18	2		清次郎	9/	1		太助
6/22	1		兵内	9/13	7		甚内
6/29	1		甚内	〃	2		常吉
〃	②		〃	9/15	1		甚内
計	6			9/16	6		〃
9/16	22		甚内	〃	2	古口	〃
9/19	2		安助	9/19	3	酒田	常吉
9/20	2		三次郎	〃	4	〃	加藤
9/21	13		甚内	9/23	2		三次郎
9/21	3		三次郎	〃	4		加藤
9/24	2		喜助	〃	1		清次郎
9/29	5	清川	甚内	〃	2		甚内
〃	1		長兵衛	9/27	2		与四郎
計	50			〃	1		常吉
合計	73人	酒田行	25人	〃	1		幸助
				〃	6		甚内
天保7年				〃	2	清水	〃
月日	人数	行先	宿	9/29	2		カギマン
6/13	6	古口	甚内	〃	2		清次郎
〃	4	〃	久兵衛	〃	4	酒田	常吉
〃	8	清水	甚内	〃	1	清水	〃
6/16	9	烏川	〃	計	108		
計	27			10/5	20		久太郎
9/4	4	酒田	甚内	〃	1		兵蔵
〃	1	本合海	〃	10/6	2		甚内
〃	2	酒田	次右衛門	〃	4	清水	〃
9/5	3		久兵衛	計	27		
9/6	1		安助	合計	162		
〃	1		久太郎				

註1. 天保6・7年「旅人取調帳」より作成
 2. 空欄の月あり、正確にはわからない。
 3. 行き先についても不明なものが多い。

天保七年（一六軒） 甚内、久兵衛、久太郎、兵蔵、兵

下船先が古口、清水、鳥川、本合海となっている者は

長兵衛

郎、与四郎、常吉、幸助

蔵、与四郎、兵内、安助、喜助、

右衛門、忠内、太助、常吉、清次

天保六年（一〇軒） 甚内、清次郎、三次郎、甚蔵、兵

助、次右衛門、安助、三次郎、徳

〈表7〉 船方会計の収入・支出

I. 収入の部 計396'80文

1	銭 215'400文	助成銭取立メ
2	〃 50'985文	半運賃取立メ
3	〃 104'600文	酒田船方助合銭メ
4	〃 5'128文	元舟案内メ
5	〃 19'967文	清水河岸出張所メ請取分

II. 支出の部 計212'540文

1	銭 184'397文	押切帳番払
2	〃 28'143文	惣船数掛り入用

III. 残高の部 計183'540文

1	銭 50'206文	舟数30艘5分の分割返し
2	銭 133'334文	舟数81艘分割返し

IV. 1艘に付き銭1'646文1分割返し

註1. 文化元年「舟方勘定取調書」より作成

2. 船数 117艘 (内11艘は3人乗り)
平均 111艘5分

史料六 船方会計

多分導者で、酒田行は商用者又は役人出張関係者である
うと思われる。

1 舟方勘定取調書 (文化元年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

享和三年(一八〇三)九月から文化元年(一八〇四)八月までの一年間分取り立てた舟方勘定の会計報告書である。収支決算は別表(7)の通りとなる。

文化元年(一八〇四)の最上惣船持は三十六名で、その内訳、大石田九、本町三、四日町三、大石田村二、横山八、毒沢一、清水四、元合海一、古口一、大町一、長崎一、渋江一、東根一となっている。

2 最上船方諸入用明細書上帳 (文化四年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

川船方役所に提出した船会所の維持費および運営資金についての会計明細帳である。文化四年時の最上船持は五〇人である。その内訳は大石田村九、本町四、四日町三、横山九、東根五、清水四、毒沢二、大町二、観音寺二、松沢、石川、楯西、稲下、櫛山、元合海、古口、野黒沢、今宿がそれぞれ一となっている。

船方会計において過不足が生じた場合、船数に応じて

〈表8〉 最上船方諸入用の収入と支出

1. 収入の部	226'624文	
1. 助成銭(1)	135'200文	最上船一艘二付 銀400文 小船 〃 200文
2. 半運賃銭	46'486文	大石田河岸ニテ 酒田船より
3. 助成銭(2)	19'800文	清水河岸ニテ 上河様400文と200文
4. 半運賃銭	25'138文	清水河岸ニテ 酒田船より
2. 支出の部	金1分 205'824文	
1. 河岸出役給	41'600文	河岸場 二日 200文 酒田湊 〃 400文
2. 通船安全祈禱	金1分銭1'100文	
3. 陳屋葺、垣、柴	3'645文	
4. 陳屋修理外	6'700文	飛脚賃
5. 〃 雪囲	744文	杭木、大垂、縄外
6. 〃 内装外	10'352文	畳表、障子
7. 舟会所飛脚	5'935文	
8. 舟持寄会	9'603文	
9. 舟会所入用	22'258文	筆、墨、紙、茶
10. 三難所番船雇	36'文	1艘二付12'文
11. 惣代給料	67'887文	

註1. 文化4年「最上船方諸入用明細書上帳」より作成

割戻し分配をしたり、拠出したたりして調整することになる。
 当文化四年では七一貫五三四文の不足が生じ、その分
 総船持割で拠出し、穴埋めが図られる。

〈表9〉 船方の諸計費 (部分)

1. 舟方会所筆取給料	金3両 銭538文
2. 清水河岸出役所 給料、筆墨紙他	銭49'902文
3. 役所附水夫給	金1両3分 銭500文
4. 役所、門前屋敷年貢	銭1'671文
5. 正月門松代	銭 200文
計	金5両 銭268'169文

註1. 文化4年「書上帳」より作成

3 御手船方御入用請取書上帳 (天保九年)

山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

新大石田村は佐倉藩領柏倉附の所領である。領主は堀
 田家で、延享四年(一七四七)に山形近在の柏倉に出張
 陣屋を置き、明治に至るまで当地の支配に当たっていた。

柏倉附大石田村ができたのは安永四年(一七七五)の
 ことである。初期の頃は高桑惣左衛門家が名主役を勤め、

その後寛政年間以降は主に戸田安助家^三がその任にあつた。

天保十四年堀田家では柏倉陣屋付御手船一三艘を所有し、領米や諸物資の輸送を司つていた。御手船は大石田河岸に置き差配役として名主の戸田安助をその任に当らせていた。

天保九年（一八三八）その御手船を差配運営するにあつたつて必要とされた諸計費を柏倉役所に請求し、受け取つた代金の書上帳が本史料である。諸計費は総額二〇〇両余、その内訳の主たるものを列記してみると次の通りである。

- 1、新規造立船二艘分 六五両
- 2、船頭・水主等の雇給金 五五両
- 3、通船に必要な諸計費 三七両
- 4、御手船一〇艘修覆代 一八両
- 5、渴水時、他の船雇代 五両
- 6、その他 二〇両余

一年間にわたる諸入用計費が柏倉役所より清算されるのが八月である。

柏倉陣屋付御手船の船頭名は、天保十四年（一八四三）

八月現在で嘉吉（二二）・寅吉（二二）・紋藏（二二）・弥七・与惣右衛門与惣兵衛・次郎兵衛・与八・次七・太兵衛以上一〇名の一三艘である。

（解説 小山義雄）

平成十七年二月 十八日 印刷
平成十七年二月 二十八日 発行

大石田町立

歴史民俗資料館史料集 第十集

編さん兼
発行者 大石田町教育委員会

〒九九九一四一一二

山形県北村山郡大石田町緑町一番地
電話 ○二三七(三三五)二二一一番

印刷所 大場印刷株式会社

山形市立谷川二丁目四八五一一二
電話 ○二三(六八六)六、五五番